

到りテ右ニ次ア交渉スルトトシ年後、ハ事ハ敵
斯クテ石尾留吉外七名ハ二十九年十一月一時ハ十令
社ニ井上專務ヲ訪問シ會社ノ財産ハ渠認スル。

(一) 訂報書提出ニ参加セル後業終ニ財産等の確認
ナサルコト

(二) 工場法、適用ヲ度タル後業更ニテハ健康保育
合ニ加入セシメ其他従業員、加入セル共育企念事
補助額ハ現在一人五十錢タ一門ニ端額スルコト
、ニ次ア容認セラレタシト提議、同專務ハ之ヲ承認
シタルヲ次テ代表者ハ覚書ノ後文ヲ通りタルカ同書
署ヨリ拒絶セラレタルニ依リ、之ハ奉務負擔室ニ清一
項ノ解決措項シ掲示シ一般従業員ニムラシムツラム
ヲ深ルフトニ协定シ無事解決ヲ告ナ半後三時半迄ノ終リタ

「別記」 倉社、回答

一、日本交通總聯盟自治會主王支那部糸認の件

回答 異議スヘキ時機ニヤラス

二、越塙新宿向「ラツシニアワー」に車輛擗察に関する件

回答、朝夕時ニ於ケル近距離運送車、混雜ヲ緩和スル為此、上車輛ヲ擗察センカ(現
在一公乃至二公三十秒間隔ニ停車)狹隘ナル追引起立ニテハ車輛、制キ行カス
事實上却テ乗客各位ニ御迷惑ア重キサスルノ結果ニ終ルヘキコトハ交通業ニ経験アリ
者ニアリルモ賄易キ善ナリ尤々會社ハ決シテミラ等因ニ附スルニカラス數年前ヨリニカ緩和策
付一大計畫ヲ立テ着々之ヲ實行ニ努メワ、アリ

三、事故の處罰委員会設置の件

回答、会社ハ當ニ基制定シタル憲威規定アリニシカ運用ニ就テ最公平ニシキ寛嚴其、直
ニキシ緑ル権限是、注意ヲ拂ヒシヤリ被憲威者ト全然利害關係ヲ共通スル為ラ委員会ニシテ參